

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月29日(水) 午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
委 員	津 田 嘉 春
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	村 岡 繁 樹
委 員	益 田 玲 爾
委 員	池 田 香代子

事務局	局 長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産課	主 査	山 本 圭 吾
--------	-----	---------

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	副主査	尾 崎 仁

4. 議事事項と結果

第1号議案 京都府海面における第15次漁場計画に係る漁業権の免許について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 京都府資源管理方針の変更について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第3号議案 特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第4号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第5号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第6号議案 個人情報保護制度に係る補助執行について

…原案を承認することを議決した。

5. 議事

事務局長

皆さんこんにちは。委員の皆様、並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。前回は8月3日に開催させていただきまして、漁場計画の作成について諮問をいただきました。今回は次第にもありますように、漁場計画についての免許に関する諮問、その他次第が6つあります。それから報告事項が2つということで、少しお時間をいただくこととなりますけれども、よろしくお願ひします。

なお、本日は八木委員と吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席をされております。出席委員は8名でありまして、過半数の委員に出席をしていただいておりますので、委員会規程第6条の開催の要件は満たしております。ここからは会長の議事進行でお願いいたします。会長よろしくお願ひします。

葭矢会長

本日は、大変ご多用の中、出席を賜りましてありがとうございます。先ほど事務局長からご挨拶がありましたように、本日は6つの議案と2つの報告事項ということで、内容が多くなっております。特に第1号議案の中では、昨年度から審議いただきました第15次漁場計画に係る免許の適格性の審査結果が示され、水産課の方から説明がありますので、ご審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事録署名委員の指名をいたします。津田委員さん、村岡委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。

まず、第1号議案「京都府海面における第15次漁場計画に係る漁業権の免許について（諮問）」を審議いたします。京都府から説明をお願いいたします。

（水産課）

山本主査

（第1号議案について説明）

葭矢会長

ありがとうございます。非常にわかりやすい資料にまとめあげていただいていますので、審議もしやすいかと思えます。今の説明に対して、ご意見、ご質問ありましたら、よろしく願います。冒頭に少しお話させていただきましたように、第15次漁場計画につきましては、これが最終の諮問、答申になりますので、これまでの経過の中で疑問に思われたことがありましたら、この際に解消していただくということで、ご質問をお願いしたいと思います。すべての内容について適格性の審査をしたうえで、免許というかたちになってございます。

それでは資料の関係で1点確認させていただきたいのですが、区画漁業権の資料1-2の2枚目に新規漁業権の漁場として京区第19号二枚貝の垂下式養殖業がありますが、新規漁業ということですが、現在の免許状況が満了漁業権者になっているのは何か意味があるのですか。

山本主査

少しわかりにくいのですが、19号につきましては、18号の切り分けというような特殊な事例となっております。19号の満了漁業権者は、位置づけとしては完全に新規なのですが、体制的には現行の免許を受けている漁業権者である京都府漁協が運営しているという位置づけで、満了という書き方をさせていただいております。

葭矢会長

その他にありますか。定置を経営されている委員さんいかがでしょうか。これまで議論を積み重ねていただいた適格性の審議になっていきますので、大きな問題はないと思うのですが、将来に向けて何かこんなことをしていただいたらいいのにとというのがあれば、その観点でお話しいただいてもいいのかなと思います。

川崎委員

いつまでに筏を設置しなければいけないなど、期限があるんで

すか。何年後までに設置すればいいのですか。

(水産事務所)

廣岡補佐

免許そのものは、年明け令和6年1月1日付けで免許がされ、そこから漁場の行使が正式に始まるということになります。これまでも、現在の漁業権下で、新しい改正漁業法のもとで免許を受けておられる漁協なり個別の定置経営体からは、資源管理等の状況報告ということで、この1年間漁場を適切に行使いただいているかどうかというところの報告をいただいております。その中で、例えば区画漁業権であれば、漁業の期間が決まっているのですが、二枚貝の垂下式養殖ですと、おそらく周年というのが漁業の期間になります。ですので、1年間筏が設置され、そこでトリガイなり、岩ガキ、真ガキの養殖がなされているということの確認を当然させていただくこととなります。よって、1年丸々空いてしまうと、新しい免許にもかかわらず漁場が適切に使用されていないという状況になってしまいますので、時期について個別事業者さんの事情はあろうかと思えますけれども、新たに免許された来年1年の中で、いずれかの時期には養殖を開始していただくというのが望ましいかと思えます。

川崎委員

わかりました。皆にもそのように伝えます。ありがとうございます。

葭矢会長

その他にどうでしょうか。この際ですので、ご発言いただける方はいらっしゃいませんか。あくまでも希望的な話ですが、新規漁業が4つほどあるんですかね。その他に、京都府がいろいろと開発し、これから普及し、いろいろな魚種の養殖が開発されて、一方では新しい就業者を生むための措置も立ち上がっていますので、そうやって新しい漁業をやっていただけるような循環的な取組みというもの、漁業者の知恵をいただきながらやっていただけたらと。それを漁業権にも反映していただければと思います。

これは5年先10年先の話になってくるかと思いますが、そのあたりを配慮いただいて、育成も含め取り組みいただければと思います。その他よろしいですか。

【発言者なし】

葭矢会長 それではとくに発言がありませんので、本議案は特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議ない旨の答申させていただきます。よろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございました。
それでは次に、第2号議案です。「京都府資源管理方針について」を審議いたします。京都府から説明をお願いいたします。

山本主査 (第2号議案、第3号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございました。2号議案、3号議案の内容につきましては、関連するため続けて説明をしていただきました。諮問事項につきましては、それぞれ思慮いただき答申をしていこうと考えていますので、よろしくをお願いいたします。それでは、第2号議案について、ご意見ご質問等ありましたら、よろしくをお願いいたします。
かたくちいわしの対馬暖流系群、うるめいわしの対馬暖流系群ということで、どちらも対馬暖流系群という名前がついておりますが、これは京都府の漁業者が、対馬暖流系群のものを獲っているとの理解でよろしいでしょうか。

山本主査 はい。対馬暖流系のものを獲っていると。太平洋側の資源ではないということで、分割して資源評価されているものです。

葭矢会長 ありがとうございます。何かご意見ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。
無ければ私の方から、ステップ1ということで、まだいろいろとデータを積み上げ、漁業者の意見も聞きながらTAC魚種に加入していくかたちになるかと思えますけれども、対馬暖流系群ということになりますと、獲っているのは日本の業者だけになるのですか。それとも外国漁船がかなり利用しているのか、そのあたりは、どうなのでしょう。

山本主査 厳密に外国漁船の漁獲について把握していませんが、サワラ

のようにかなり広域に移動するというような話はあまり伺っていないので、そのような魚種よりは影響は無いのかなど。正確な部分は確認できていません。

葭矢会長 わかりました。京都府をはじめとして、この対馬暖流域の系群を利用している日本の漁業者の資源管理を徹底したときに、どれくらいのインパクトがあるのか、そのあたりは、国の試験研究機関により把握したうえで、漁業者の方へ根拠も含め提示をしていく。それにより納得していただき TAC 魚種にしていくと。すべての魚種がそうだと思うのですが、なかなか難しいです。世界中でどれだけ正確な資源があるのかは、今の英知ではスーパーコンピューターを使っても難しいことだと思うのですが、やはりデータを積み上げ修正しながら資源利用者のための TAC 魚種にしていく。かなり我慢を強いるシステムになっていますので、そのあたりは国へ要望すべき内容だと思いますので、これからいろいろとつくりあげていければと思います。その他、何かございませんでしょうか。

石倉委員 ステップアップ管理の具体的な内容ということで、ステップ 1、ステップ 2、ステップ 3 とあるのですが、これは今年が 1 年目で、来年はステップ 2 になるということですか。

廣岡補佐 対馬暖流系群のかたくちいわし、うるめいわしの管理を始めるのは、あくまでも年明けの 1 月以降ということになりますので、今年のカウントされません。ですので、来年が 1 年目ということになります。ステップのそれぞれについて、具体的に漁業関係者が何をやっていくのか、内容がよくわからないところなのですが、ステップ 1 というのは、具体的に、各府県の漁業者の方が漁獲された数量の報告体制を整えていきたいと思いますというステップになっています。

京都府の定置事業者の方は、あまりそういう認識がないと思うのですが、全国的には、京都府のように市場を漁協が一元的に開設し、集約された数字により対象となる魚種の全量を把握できるということは必ずしもありません。個別で漁協が開設している市場で取り扱われているものについて、所管する県が集約しにくいところも当然まだあるように聞いております。なので、1 年目につきましては、デジタルデータの活用なりを通じて、迅速に集約し国の方で把握できる体制を整えるということがスタートになり

ます。京都府の定置事業者へは、1年目で大きな混乱を生じるものではないと考えています。

石倉委員 ステップ1は心配していませんが、ステップ2、3、とくに3となると大変なことになるんです。来年が1年目で、再来年の次は2、3年、そして4年経ったらステップ3に移行するのかどうか、前もってある程度漁業者に情報を与えておかないと、一度に対応は難しいです。年数ごとに順番に進むのか、あるいは時間的に少し余裕があるのか聞きたいです。

廣岡補佐 ステップアップの管理については、新魚種をTAC対象にするなかで、水産庁として、漁業関係者、各浜の漁業者の方々へ説明をするために途中から定められたものです。水産庁としては、改正漁業法が施行されて以降、目標年次を定めTAC対象魚種を決定しているという手前、目標年次をある程度明らかにする必要があるとのことから、こういうかたちで示されております。

ただ、現状の進み方を説明しますと、かたくちいわしにつきましては、京都府が関係する対馬暖流系群だけでなく、反対側の太平洋系群ですとか、あるいは独立した系群として取り扱われている瀬戸内海のものも、議論が同時並行で進められているわけです。残念なのが、太平洋系群と瀬戸内海系群につきまして、対馬暖流系群と同じような足並みで進んでいるわけではありません。かたくちいわしの場合、対馬暖流系群だけが来年の1月1日からステップ1に入ってくると、他の系群については、足並みを揃えたかたちにはなっていないという状況です。そういう状況もありますので、必ずしも機械的に水産庁が示しているような年次で、法に基づくTAC数量管理に移っていくということでは無いと思っております。かたくちいわしとしての「もの」は同じなので、全国的に流通するかたくちいわしの中で、こちらの漁業者は厳格な数量管理を求められているのに、違うところの漁業者はそういう枠の外で動いているというのは、非常に不公平な話だと思います。系群としては分かれているかもしれませんが、水産物としては同じ扱いを受けるのに、扱いが違うというのはおかしいということになりますので、対馬暖流系群の管理が粛々と進んでいる中でも、他の太平洋や瀬戸内海のものについても、足並みを揃えて数量管理を一斉にやれるようなかたちにしていくことが望ましいと思えますし、私どもと

しても、水産庁に対してそのような体制整備を求めていく必要があると思います。なので、水産庁が示している2年目3年目、あるいは4年目の動きが、機械的に来年以降進んでいくというものではないと解釈しております。

山本主査 先ほどの説明に少し補足させていただきます。お伝えしたとおり、機械的に年度ごとに問答無用でステップが進んでいくものではないと認識したうえで、京都府並びに日本海側関係県による日本海中西部水産主務課長会議の場においても、体制として資源管理に資するような情報があまりないとか、科学的根拠が乏しいということに対して、機械的にステップを進めることがないように強く要望しているところでございます。

葭矢会長 はい、ありがとうございます。その他に何かありませんか。
機械的に進んでいくのではないと、そのあたり十分に漁業者の意見を集約していただくなり、漁調委でも全漁調連の会議に出席しますので、意見が挙げられるものと思います。どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは意見が無いようですので、第2号議案につきまして、京都府の資源管理方針の中にかたくちいわし、うるめいわしを追加することについて、異議ない旨答申をさせていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢次長 ありがとうございます。
それでは次に説明がありました、第3号議案の「特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」、諮問をさせていただきます。これにつきましては、すでに水産課から説明がありましたように、かたくちいわし対馬暖流系群について77,000トンの内数ということで、概数が入っております。さらに、うるめいわしにつきましても、44,000トンの内数ということで、同じく概数が入っています。
これはステップ1での表記の方法ということで、水産課から説

の場合、来年度さらに追加して返してくださいという調整をすることになります。

基本的には、北海道で獲り過ぎないようにするための余裕値として3トンの枠がほしいとのことですので、そういうことが無いようにということを踏まえ融通しているということです。

葭矢会長 ありがとうございます。非常に素晴らしい融通による調整ですけども。どうでしょうか。

融通による調整というのは、これまでも何回か事例としてあるのですか。

山本主査 正直なところ、くろまぐろ資源は、皆さん肌で感じられていると思いますが、漁獲枠一杯まで獲られているにもかかわらず資源が増加しており、融通枠を他者に渡す余裕が無いため融通はほとんど出来なくなってきているのが実情です。ただ今回の場合は、北海道と京都府の利害関係が一致したため個別対応させていただいた稀有な例だと思っております。

葭矢会長 北海道にお世話になったこともありますしね。どうでしょうか。

狩野委員 本当に返ってくるのですか。もしオーバーした場合とか、それ以上の約束事が書面でできているならいいですけど。

それと、来年、中間で資源評価をやるようなことを聞いていますが、それについて、いつ頃、どういうことをするのか明確にお知らせいただきたいです。

廣岡補佐 法に基づく数量管理が始まるまでに、北海道の地方で大量に小型魚が漁獲され、国全体の枠を超過してしまうという事案がありました。そういうことを踏まえて懸念されていると思います。

京都府としても同じような事例があったということで、今借りた量を返済している途中です。

それはさておき、北海道がこういう提案をされてきたというのは、ある程度枠に余裕を持たせたいことと、もうひとつ理由がありまして、当該年度の漁獲枠を取り残したときに、取り残し分を次年度へ積み増しすることで、さらに枠を増加させたい意味合いがあります。年度間の漁獲割当調整をされているなかで、前年度の漁獲

状況の内容を勘案しながら国全体で差し引きをされています。そのなかで、他の都道府県に自己の持っている枠を譲渡した都道府県については、一定量の次年度への積み増しを配慮してもらえます。そういうことを踏まえ北海道は、次年度の枠を確保しながら自己枠の積み増しをしている。そういうことがあるので、本当に返ってくるのかという懸念もありますが、北海道としてもある程度確度の高いなかで交渉をもちかけておられるところがあるため、そこは心配ないと思われれます。漁協、定置協会と事前に相談をさせていただくなかで、どのくらい北海道を信用して交渉するかということで、今回提示させていただいた3トンというかたちで話をつけたという状況になっています。

もう1点、国際的な漁獲枠の見直しの話です。これにつきましては、来年度に国際機関で資源評価の見直しをするという時期になります。現状の漁獲上限について、世界全体なり、あるいは国別の割合というのは、資源評価を受け見直されるということになります。ただ、来年の資源評価の作業がいつ頃反映されて、日本全体の枠が増えるかということになると、速やかにできるものではないですので、早ければ来年のその次の年、あるいは、またその次の年ということになるので、現状、困難な状況でご迷惑をおかけしているところですが、もうしばらく国全体の枠、あるいは京都府の枠が増枠することまでは、時間がかかるというのが正直なところだと考えております。

葎矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

村岡委員 北海道へ融通した枠の返還は、1月31日まででしたよね。

廣岡補佐 都道府県の知事管理の沿岸漁業の枠については、3月31日までになります。その枠について、今回の期間中に北海道から必ず返していただくという約束を踏まえて、そうするという事です。来年度に持ち越しということにはならないと思っております。

葎矢会長 ありがとうございます。その他に何かありませんか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは意見も出尽くしたようですので、そのほか特にござい
ませんか。それでは問題がないということで答申させていただいて
よろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 それでは本件につきまして、異議ない旨で京都府に答申させて
いただきます。

 次に第5号議案「知事許可漁業の制限措置等について」を審議さ
せていただきます。京都府から説明をお願いいたします。

(水産事務所)

尾崎副主査

(第5号議案について説明)

葭矢会長 はい、ありがとうございます。それでは、先ほどの説明につつま
して、何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたし
ます。

 この諮問にあがっている制限措置については、操業区域と資格
と時期の3点ですが、具体的に漁の内容を制限するというのは無い
のですね。網の長さはどれくらいがよいとか、素朴な疑問として
あったのですが、それは制限措置の中には含まれないのですね。

尾崎副主査 制限の中には、一重刺し網以外の漁具を使用してはならない事、
免許漁業の妨害をしてはならない事と操業区域が、許可の条件と
して記載されています。

葭矢会長 わかりました。既存の継続枠3件について、通常であれば期限ま
で期間が残っているのですが、処理要領に基づき許可期間を5年
間で揃えるため、同時に処理されるということでよろしいですか。

尾崎副主査 そうです。まだ何名か未処理の方が残っているのですが、今回は
3名の方を対象に末尾の許可満了日を統一していこうということ
です。

葭矢会長 わかりました。京都府からの説明に対しまして何か、ご意見ご質
問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

いと思っております。

葭矢会長 ありがとうございます。業務上そのような個人情報を管理しているということです。そのほか事務局として受け付けた文書等の内容に個人情報が含まれている可能性もありますので、厳格に個人情報保護法に則って事務処理をしていくという観点で、協議をさせていただくということでございます。よろしいですか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、この件について承認するということで。場合によっては、京都府と協議するなかで若干なりとも趣旨を変えない範囲での文言の訂正があるかもしれませんが、そのときは事務局のほうで会長と相談のうえ修正させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。そういうかたちで承認させていただきます。

それでは以上で議案は終了したということでよろしいですかね。次は報告事項に移りたいと思います。よろしくをお願いします。

まず、報告事項（１）「京都海区漁業調整委員会において保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」を事務局から説明をお願いいたします。

本多次長 （報告事項（１）について報告）

葭矢会長 ありがとうございます。個人情報保護に関して、漏洩等があれば、法律に則っていろいろなかたちで罰則なども適用されるのですけれども、スムーズに個人情報保護法を施行するために、指針が定められたということでございます。どうでしょうか。

専門的な言葉がたくさん載っていますが、個人情報が成立してから 10 年近く経つんですかね。そんななかで、委員会としても、しっかりと管理にあたっての方針を作り、それに則って個人情報を管理していきますと。逆に余りたくさん定めると、仕事が難し

本多次長 次回の委員会ですが、12月19日（火）2時から、こちらの研修室での開催を予定しております。これから季節が不安定になりますので、ご都合等が悪いということがあれば、随時調整させていただきますので、ご連絡のほどよろしくお願ひします。関係書類については12月初旬に送付させていただきます。

 また、すでに FAX にて、来年1月から3月の委員会開催について日程調整表を送信させていただいております。早い段階での調整となりまして申し訳ないのですが、わかる範囲でよろしいですので、来月中を目途に回答をよろしくお願ひいたします。

葭矢会長 それでは事務局の報告事項、連絡事項がすべて終わりましたので、本委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

【閉会 午後3時30分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和5年11月29日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員